

# 鳥取縣公報

昭和二十五年十二月十五日  
外 金 曜 日

本報ノ大キサハ國定規格A五判

## 選舉管理委員會告示

◇鳥取縣選舉管理委員會告示第七十九号

政治資金規正法第十三條第一号により提出のあつた選挙に關しなされた寄附及びその他の収入並びに支出の報告書  
(鳥取縣教育委員會選挙に關するもので昭和二十五年十一月三日迄の第一回分)の要旨は次の通りである。

昭和二十五年十二月十五日

鳥取縣選舉管理委員會委員長 土 根 政 幸

政党、協会その他の団体の收支に關する報告書要旨

- 一、種類 政治資金規正法第十三條の規定による報告書
- 二、期間 自昭和二十五年九月一日(昭和二十五年十一月十日執行の鳥取縣教育委員會委員選挙)至同 年十一月三日に關する第一回報告分
- 三、報告書の要旨

團 体 名	寄附及び収入の総額		支出の総額		報告書受理年月日
	数	額	数	額	
	以上千円	以上五百円	以上千円	以上五百円	
	総額	総額	総額	総額	

日本共産党東伯地区委員会	円	1	1	円	1	1	円	1	1	円	1	1	円	1	1	円	1	1	円	1	1	昭和二五、二、一八
同 東伯地区中配細胞		1	1		1	1		1	1		1	1		1	1		1	1		1	1	昭和二五、二、一八

四、主要なる寄附者及び支出

(一) 寄附者

該当事項なし

(二) 支出

◇鳥取縣選舉管理委員審告示第八十号

政治資金規正法第十三條第二号により提出のあつた選挙に關しなされた寄附及びその他の収入並びに支出の報告書(鳥取縣教育委員会委員選挙に關するもので昭和二十五年十一月十日迄の第二回分)の要旨は次の通りである。

昭和二十五年十二月十五日

鳥取縣選舉管理委員会委員長 上 根 政 幸

政党、協会その他の団体の收支に關する報告書要旨

一、種類 政治資金規正法第十三條の規定による報告書

二期間 自昭和二十五年十一月四日(昭和二十五年十一月十日執行の鳥取縣教育委員会委員選挙に關する第二回報告分) 至同 年十一月十日

三、報告書の要旨

政党、協会その他の団体名	寄附及び収入の総額		以上千円		一件五百円以上の寄附		支出の総額		一件千円以上の支出		一件五百円以上の支出		報告書受理年月日
	数	額	数	額	数	額	数	額	数	額	数	額	
日本共産党東伯地区委員会	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	昭和二五、二、一六
同 東伯地区中配細胞	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	同
日本電氣産業労働組合倉吉分会	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	同

四、主要なる寄附者及び支出

(一) 寄附者

該当事項なし

(二) 支出